

# 令和5年度集団指導 ～（介護予防）訪問看護～

これまでの運営指導による指摘・指導事項例

令和6年3月  
富山県厚生部高齢福祉課  
富山市福祉保健部指導監査課・介護保険課

# ◎基準条例等

- ▶ 基準法 : 「介護保険法」(平成9年法律第123号)
- ▶ 居宅基準 : 「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」  
(平成11年厚生省令第37号)
- ▶ 予防基準 : 「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」  
(平成18年厚生労働省令第35号)
- ▶ 基準告示 : 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」  
(平成12年厚生省告示第19号)
- ▶ 大臣基準告示 : 「厚生労働大臣が定める基準」(平成27年厚生労働省告示第95号)
- ▶ 解釈通知 : 「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」  
(平成11年老企第25号)
- ▶ 大臣基準解釈通知 : 「介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準について」(令和3年3月19日老認発0319第2号)

## ◎基準条例等

- ▶ 県条例：「富山県介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年富山県条例第66号）
- ▶ 県予防条例：「富山県介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」（平成24年富山県条例第67号）
- ▶ 県要領：「介護サービス事業者における事故発生時等の報告取扱要領」（平成20年富山県、県内保険者事務連絡）
- ▶ 注：富山市内の事業所については、富山市の条例が適用されますので、市条例をご確認ください。

# ◎運営規程に記載すること

\* 県条例第77条（県予防条例第73条）

## 運営規程

指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他運営に関する重要事項

## ◎重要事項説明書に記載すること

\* 県条例第79条（県条例第9条の準用）（県予防条例第75号（県予防条例第51条の2の準用））  
（内容及び手続の説明及び同意）

指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し第30条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認めれる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

\* 解釈通知 第5・3・(7)（解釈通知 第3・3・(1)の準用）

解釈通知 第3・3・(1)（内容及び手続の説明及び同意）

基準第8条は、指定訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問介護を提供するため、その提供の開始に際し、**あらかじめ**、利用申込者又はその家族に対し、当該指定訪問介護事業所の運営規程の概要、訪問介護員等の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の**利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項**について、わかりやすい**説明書やパンフレット等の文書を交付**して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定訪問介護の提供を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、利用者及び指定訪問介護事業者双方の保護の立場から**書面によって確認することが望ましい**ものである。

# I . 指摘・指導事項例

# 事例 1 : 運営規程、重要事項説明書

## 指摘事項

従業者の職種、員数及び職務の内容について正しく記載すること。

### ●ポイント

- ・ 管理者が、従業者に法令を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと。
- ・ 准看護師を配置している場合...その記載、及び准看護師は訪問看護計画書・報告書を作成できないこと。

## ●根拠法令

\* 県条例第79条（県条例第56条の準用）（県予防条例第75条(県予防条例第54条の準用)）

（管理者の責務）

指定訪問入浴介護事業所の管理者は、指定訪問入浴介護事業所の従業者の管理及び指定訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

\* 県条例第74条（県予防条例第77条）

（訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成）

看護師等(准看護師を除く。以下この条において同じ。)は、利用者の希望、主治の医師の指示及び心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画書を作成しなければならない。

2 看護師等は、既に居宅サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って訪問看護計画書作成しなければならない。

3 看護師等は、訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 看護師等は、訪問看護計画書を作成した際には、当該訪問看護計画書を利用者に交付しなければならない。

5 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成しなければならない。

6 指定訪問看護事業所の管理者は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。

7 前条第4項の規定は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成について準用する。



# 事例 2 : 運営規程、重要事項説明書

## 指摘事項

指定訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額について正しく記載すること。

### ●ポイント

- ・利用者負担は、(1)[法定代理受領サービス]①居宅介護サービス費用基準額の1～3割（介護保険負担割合証記載の負担割合であること、②支給限度額を超える場合は超過分の全額となること (2)[法定代理受領サービス(自費分)] (3)その他費用 (4)(1)~(3)の費用を利用者への説明、同意。
- ・料金表に、各加算の算定要件を記載すること。
- ・加算の「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」及び「サービス提供体制強化加算」については、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の算定対象外であることを記載すること。

### ●根拠法令

\* 県条例第70条（県予防条例第70条）

（利用料等の受領）

指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問看護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問看護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

# 事例 3 : 運営規程、重要事項説明書

## 指摘事項

<記載がなかった項目>

苦情に関して、市町村や国民健康保険団体連合会が行う調査に協力する・・・

### ●ポイント

苦情に関して、市町村や国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、それに従って必要な改善を行う。また市町村等から求めがあった場合は、改善の内容を報告する。

## ●根拠法令

\* 県条例第79条（県条例第38条の準用） 県予防条例第75条（県予防条例第55条の8の準用）  
（苦情処理）

指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定訪問介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定訪問介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

# 事例 4 : 運営規程、重要事項説明書

## 指摘事項

指定訪問看護に関する書類の保管期限の記載がない

### ●ポイント

指定訪問看護に関する書類の保管期限は完結の日から5年とし、運営規程、重要事項説明書その旨を掲載すること。

### ●根拠法令

\* 県条例第78条（県予防条例第74条）  
（記録の整備）

指定訪問看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 訪問看護計画書
- (2) 訪問看護報告書
- (3) 第73条第2項に規定する主治の医師による指示の文書
- (4) 第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (5) 第27条に規定する市町村への通知に係る記録
- (6) 第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (7) 第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

# 事例5：重要事項説明書

## 指摘事項

苦情受付機関を記載すること

### ●ポイント

記載箇所

- ・富山県福祉サービス運営適正化委員会
- ・富山県国民健康保険団体連合会
- ・通常の事業実施区域の市町村介護保険窓口等

## ●根拠法令

(苦情処理) \* 県条例第38条 (県予防条例第55条の8)

指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための**窓口を設置**する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの**苦情に関して市町村が行う調査に協力**するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定訪問介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を**市町村に報告**しなければならない。

5 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して**国民健康保険団体連合会**(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)**が行う法第176条第1項第3号の調査に協力**するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定訪問介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

# 事例 6 : サービスの提供

## 指摘事項

サービスの提供の記載

### ●ポイント

- ・訪問看護計画書は主治医の指示に基づいた内容を具体的に記載すること。
- ・主治の医師へ訪問看護計画書、訪問看護報告書を提出し、指定訪問看護の提供に当たって主治の医師との密接な連携を図ること。

### ●根拠法令

\* 県条例第73条（県予防条例第78条）（主治の医師との関係）

指定訪問看護事業所の管理者は、**主治の医師の指示に基づき**適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理をしなければならない。

2 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際し、**主治の医師による指示を文書で受け**なければならない。

3 指定訪問看護事業者は、主治の医師に次条第1項に規定する訪問看護計画書及び次条第5項に規定する訪問看護報告書を提出し、指定訪問看護の提供に当たって**主治の医師との密接な連携**を図らなければならない。

\* 県条例第74条（県予防条例第77条）（訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成）

看護師等（准看護師を除く。以下この条において同じ。）は、利用者の希望、主治の医師の指示及び心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための**具体的なサービスの内容等**を記載した訪問看護計画書を作成しなければならない。



# 事例7：（介護予防）訪問看護費の請求

## 指摘事項

（介護予防）訪問看護費の請求について、提供したサービスの費用を正しく請求すること。

### ●根拠法令

\* 介護保険法第41条（介護予防サービス費の支給については介護保険法第53条）  
（居宅介護サービス費の支給）

市町村は、要介護認定を受けた被保険者（以下「要介護被保険者」という。）のうち居宅において介護を受けるもの（以下「居宅要介護被保険者」という。）が、都道府県知事が指定する者（以下「指定居宅サービス事業者」という。）から当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所により行われる居宅サービス（以下「指定居宅サービス」という。）を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅サービスに要した費用（特定福祉用具の購入に要した費用を除き、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。）について、居宅介護サービス費を支給する。ただし、当該居宅要介護被保険者が、第37条第1項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の居宅サービスを受けたときは、この限りでない。

**※看護体制強化加算(Ⅰ)、(Ⅱ)は、**

**算定月前12か月のターミナルケア加算を算定した利用者が5人以上(Ⅰ)、1人以上(Ⅱ)です。**

**台帳等で管理し、変更を速やかに提出し、正しく請求すること。**



# 事例 8 : 事故発生時の対応

## 指摘事項

### ●ポイント

- ・事故発生時の記録に、連絡した相手方（家族・市町村・介護支援専門員等）や連絡した時間、事故の状況等を記録すること。
- ・事故発生時には、速やかに「介護保険事業者事故報告書」等により、①被保険者の属する保険者、②事業所・施設が所在する保険者、③県、④所管の県厚生センター又は富山市保健所（④へは、食中毒又は感染症の発生の場合に限る）へ報告するものとする。

### ●根拠法令

\* 県条例第79条（県条例第40条の準用）（県予防条例第75条（県予防条例第55条の10の準用））  
（事故発生時の対応）

指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、**市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡**を行うとともに、**必要な措置**を講じなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、前項の**事故の状況及び事故に際して採った処置について記録**しなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、**損害賠償を速やかに行わなければならない**。

## Ⅱ. その他、周知した事項

# 1 指定更新

## 周知事項

事業所指定より6年ごとに、指定更新書類一式を提出期限より延滞なく、県へ提出すること。

### ●根拠法令

(指定の更新)

第41条第1項本文の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

# 2 虐待の防止のための措置

## 周知事項

令和6年4月1日以降、虐待の防止のための措置を講じる義務があります。措置について、運営規程等に記載を検討ください。

### ●根拠法令

\* 県条例第79条（県条例第40条の2の準用） 県予防条例第75条（県予防条例第55条の10の2の準用）  
(虐待の防止)

指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を**検討する委員会**(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に**周知徹底**を図ること。
- (2) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための**指針を整備**すること。
- (3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための**研修を定期的に実施**すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に**実施するための担当者**を置くこと。

## 3 業務継続計画の策定等

### 周知事項

令和6年4月1日以降、業務継続計画の策定、実施する義務があります。策定、実施について、運営規程等に記載を検討ください。

#### ● 根拠法令

\* 県条例第79条（県条例第32条の2の準用）（県予防条例第75条（県予防条例第55条の2の2の準用））（業務継続計画の策定等）

指定訪問介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

# 4 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

## 周知事項

令和6年4月1日以降、感染症が発生し、又はまん延しないように措置を講ずる義務があります。措置について、運営規程等に記載を検討ください。

### ●根拠法令

\* 県条例第79条（県条例第33条の準用） （県予防条例第75条（県予防条例第55条の3の準用））  
（衛生管理等）

- 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。
- 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。
  - 3 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において**感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じ**なければならない。
    - (1) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を**検討する委員会**(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)を**おおむね6月に1回以上開催**するとともに、その結果について、訪問介護員等に**周知徹底**を図ること。
    - (2) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための**指針を整備**すること。
    - (3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための**研修及び訓練を定期的に実施**すること。

## 5 訪問看護レセプト（医療保険請求分）のオンライン請求

### 周知事項

令和6年5月から、医療保険請求分の訪問看護レセプトのオンライン請求が始まります。  
詳細については、厚生労働省のホームページをご確認いただき、必要な準備を行ってください。

【掲載ホームページ】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000190624\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000190624_00002.html)

# ※ 受講確認の入力をお願いします ※

- ▶ 受講が終わりましたら、受講した**事業所名**と**所在市町村**を入力してご回答ください。
- ▶ 複数の事業所から代表の方が受講した場合も、以下に全ての事業所についてそれぞれご入力ください。
- ▶ 回答期限：**令和6年6月30日（日）**
- ▶ 入力はこちらから（**訪問看護**）

<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=I4KnAwQq>